

春江町サッカースポーツ少年団育成会(父母) 申し合わせ事項 細則

春江町サッカースポーツ少年団
育成会(父母) 役員一同

1 春江町サッカースポーツ少年団団員の交流試合、対外試合等があった場合の昼食は、指導者の人数にかかわらず育成会会費より支払う。

2 春江町サッカースポーツ少年団として指導者が参加する、他チームとの懇親会にかかる参加費および宿泊費は指導者2名分まで、育成会会費より支払う。

3 指導者講習等の研修費は育成会会費より支払う。
(指導者研修・審判研修・県・地区指導者会議研修会等)

※1から3の項目に対して、必ず領収書及びそれに相当する証明がなくてはならない。

4 遠征の定義

大会及び試合日程が複数日にまたがり宿泊を必要とする活動とする。

附則

本附則は、平成7年6月14日施行

本附則は、平成20年4月26日施行

本附則は、平成30年5月1日施行

本附則は、令和6年4月1日施行

本附則は、令和7年4月1日施行